

新潟県における近世・近代の埋蔵文化財保護に関する基準（案）

令和〇年〇月〇日
新潟県観光文化スポーツ部長

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）」（令和6年8月16日）を踏まえ、「埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準」（平成13年4月1日新潟県教育委員会教育長、令和〇年〇月〇日新潟県観光文化スポーツ部長）のほか、「新潟県における近世・近代の埋蔵文化財保護に関する基準」（以下「本基準」という。）を定める。

なお、本基準に係る考え方は参考1・2に示したので、適宜確認されたい。

1 目的

新潟県における近世・近代の埋蔵文化財包蔵地について、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲、埋蔵文化財包蔵地の把握、周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定、周知の埋蔵文化財包蔵地の資料化等に関して基準を定め、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の保護と土木工事等との円滑な調整及び両立を図ることを目的とする。

2 対象とする年代

本基準において、近世の開始は、領国支配体制の近世的改革が進む契機となった、上杉氏が会津に移封された西暦1598年とする。また近代は、その起点となった戊辰戦争が始まる西暦1868年から第二次世界大戦が終結する西暦1945年までとする。

3 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択及び保護措置の決定

周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象は、次の（1）～（3）のプロセスを経て選択することとし、その選択から（4）に表示した保護措置を決定する。

（1）埋蔵文化財包蔵地として扱う対象

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象は、遺跡の地上部分（建造物※1）の有無に関わらず、全部もしくは一部が埋蔵状態にあるものとする。

（2）埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

新潟県の歴史性や特性を考慮し、上記（1）の埋蔵文化財として扱う遺跡を、その種類や機能に基づき次のとおり区分する。

（ア）近世の埋蔵文化財包蔵地の区分と具体例（遺跡区分）

①町や地域の成り立ちに関わる遺跡…近世城郭、陣屋、奉行所、代官所、城下町、港町、宿場町、門前町

②教育に関わる遺跡…藩校、私塾・寺子屋

※1 本基準でいう「建造物」とは建築物、土木構造物及びその他の工作物を指す。

- ③産業・経済に関わる遺跡…鉱山、窯業
- ④治水や水田開発・農業生産に関わる遺跡…用水、排水、屋敷地
- ⑤交通・物流に関わる遺跡…古道、関所・番所、本陣、一里塚
- ⑥信仰の特色を示す遺跡…神社、寺院、石造物、塚、墳墓
- ⑦国防に関わる遺跡…台場
- ⑧中世から連続する遺跡

(イ) 近代の埋蔵文化財包蔵地の区分と具体例（遺跡区分）

- ①近代国家の成立や近代化に関わる遺跡…官公庁
- ②近代の技術や産業に関わる遺跡…鉱山、油田、醸造所、製塩業、発電所
- ③治水や水田開発・農業生産に関わる遺跡…用水、排水、屋敷地
- ④近代交通に関わる遺跡…鉄道、灯台
- ⑤戦争・軍事に関わる遺跡…軍病院、軍学校、研究所、陣地、飛行場、練兵場、通信所、掩体壕、軍関係工場、戦闘が行われた地域、空襲被災地、爆弾・航空機墜落地、労働者居住地、防空壕、捕虜収容地、慰安施設
- ⑥前時代から継承されてきた遺跡のうち、その来歴が国や県の歴史において重要な意味を持つ遺跡

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択と周知化の範囲

上記（2）の対象区分の中から、周知化する対象を選択し、周知化の範囲を検討する際の考え方は下記のとおりである。なお、対象の選択や範囲を検討するに当たり、遺跡の現況や保存状況、周辺環境などを考慮するとともに、必要に応じて発掘調査を実施し、その結果を踏まえるものとする。

(ア) 遺跡区分と周知化

- ①遺跡区分のうちすべてを周知化するもの
 - ・県の近世・近代史を考える上で欠くことのできない遺跡
 - ・すべてを周知化することにより、県における近世・近代の政治・経済・社会文化・技術を明かにすることができる遺跡（「〇〇関連遺跡群」として把握すべき遺跡）
 - ・他の都道府県における類例が乏しい新潟県特有の遺跡
 - ・類例が乏しく希少な遺跡
- ②遺跡区分のうち一部を周知化するもの
 - ・同種の遺跡が複数ある遺跡
 - ・現存する施設や史料等から遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡

(イ) 周知化の範囲

- ①遺跡の範囲全体を周知化するもの
- ②遺跡の一部を周知化するもの

(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択から保護措置の決定

下表のとおり、地上部分の有無、建造物や史料等による価値判断の可否を踏まえ、第1段階、発掘調査、第2段階を経て保護措置を決定する。

地上部分	建造物や史料等（発掘調査以外）による価値判断の可否	【第1段階】 埋蔵文化財包蔵地としての取扱（包蔵地の認定） ＝3（1）・（3）		発掘調査	【第2段階】 周知の埋文包蔵地としての取扱い（周知化の判断）		保護措置
		全部もしくは一部が埋蔵状態	発掘調査による判断が必要		対象の区分 遺跡区分 ＝3（2）	対象の選択 ＝3（3）	
有	○	-	-	-	-	-	指定・登録（建造物／史跡）
	○	○	-	-	該当する	全部／一部	指定・登録（建造物／史跡） 周知化（全部／一部）
			○	実施		保存状態不良など	（周知化しない埋蔵文化財包蔵地）
	×	○	○	（実施）	該当しない	-	（周知化の対象外）
				実施	該当する	全部／一部	指定・登録（史跡） 周知化（全部／一部）
				（実施）	該当しない	-	（周知化の対象外）
無	○	○	-	-	該当する	全部／一部	指定・登録（建造物／史跡） 周知化（全部／一部）
			○	実施		保存状態不良など	（周知化しない埋蔵文化財包蔵地）
	×	○	○	（実施）	該当しない	-	（周知化の対象外）
				実施	該当する	全部／一部	指定・登録（史跡） 周知化（全部／一部）
				（実施）	該当しない	-	（周知化の対象外）
				実施	該当する	保存状態不良など	（周知化しない埋蔵文化財包蔵地）

4 周知の埋蔵文化財包蔵地の決定

周知の埋蔵文化財包蔵地の決定は、次の（１）～（３）のプロセスを経て行う。

（１）埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握及び対象の選択

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握及び対象の選択は、上記３の考え方にに基づき、原則、市町村が行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者が近世・近代の埋蔵文化財包蔵地を把握した時、把握した者は、埋蔵文化財包蔵地が所在する市町村に速やかに連絡するものとする。連絡を受けた市町村は、上記３の考え方にに基づき、対象の選択を行う。

上記３の選択の結果、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象となる場合は、土地所有者等に説明を行う。

（２）土地所有者等への説明

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地は、地方公共団体が対象を選択して周知化するという観点から、土地所有者等に対し、周知化による保護の必要性を説明するとともに、十分な協議を行い、理解を得るよう努めるものとし、その説明や協議は、原則、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地を把握した者が行う。

ただし、地方公共団体以外の者が把握した時は、原則、その埋蔵文化財包蔵地の所在する市町村が土地所有者等への説明や協議を行う。

（３）周知の埋蔵文化財包蔵地の決定

上記（１）・（２）の過程で、県は市町村と調整するとともに、新潟県文化財保護審議会に意見を照会し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。

５ 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の取扱い

（１）周知の埋蔵文化財包蔵地以外で近世・近代の埋蔵文化財が発見された場合の取扱い

発掘調査により、周知の埋蔵文化財包蔵地以外で近世・近代の埋蔵文化財が発見された場合は、調査主体者は上記４に準じて、適切な措置を講ずるものとする。

また、近世・近代の遺跡について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 96 条・第 97 条に基づく届出・通知を受理した市町村は、本基準及び「発掘調査の要否等の判断基準」（平成 11 年 9 月 10 日新潟県教育委員会教育長）を踏まえ、遺跡の取扱い意見を付して県に副申する。

（２）中世以前の遺跡の上層で近世・近代の埋蔵文化財が発見された場合の取扱い

中世以前の周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘調査により、近世・近代の埋蔵文化財が新たに発見された場合、当初計画していた発掘調査の期間の延長や費用の増加につながることもある。このような場合であっても、調査主体者は上記４に準じて、必要なものは保護の対象とし、適切な措置を講ずるものとする。

また、当該発掘調査が土木工事等に伴い実施したものである時は、本基準を踏まえた取扱いについて、事業者はその理由を説明し、理解を得る必要がある。

（３）史料等から重要な遺跡が埋蔵されていることが予想される場合の取扱い

史料等から重要な遺跡が埋蔵されていることが予想される範囲について、県及び市町村は遺跡分布図等の資料に表示するなどして、事業者に対しその取扱いについて注意を促すとともに、必要に応じ試掘調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うか否かを判断するなどの対応をとる。

６ その他

（１）土木工事等との調整

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の中には、市街地と重複しているものも多く、現在に至るまでの土地利用の結果、遺構がすでに失われてしまっている場合も考えられる。また、市街地化していることにより、遺構の存在を確認するための調査を実施することが困難な環境にあることも多い。このように遺構の存在が不確実な場合や埋蔵文化財包蔵地の位置が特定できない場合は、「埋蔵文化財が所在する可能性がある区域」として遺跡分布図等の資料に表示することも有効である。

そうした場所で土木工事等が計画された場合は、県及び市町村は事業者に対し、試掘調査への協力を要請し、遺構が確認された場合は周知化するという対応や、発掘調査の着手に先立って、発掘調査を行うべき近世・近代の埋蔵文化財の存在が予想されることを、その理由とともに事前に説明する。

（２）近世・近代の埋蔵文化財保護の計画的な推進

近世・近代の遺跡は、その価値づけや保護の考え方が十分定着していないこともあり、他類型の文化財と比べ、その保護が十分に進められてきたとは言い難い状況にある。現代の町の成立に深く関連している場合も多く、その町の象徴的な存在として、まちづくりを構成する核となる潜在的可能性を有している近世・近代の遺跡は、中世以前の埋蔵文化財包蔵地と同様、計画的・継続的な保護の取組が必要であり、文化財保存活用地域計画に位置づけるなどして、保護の推進に努める。

（３）本基準を踏まえた取扱いの判断根拠

本基準を踏まえ、近世・近代の遺跡に関する取扱いを判断した時は、再検証が後世に可能となるように、その判断の根拠となった資料や情報等を適切に管理しておく。

（４）本基準の見直しに係る県の役割

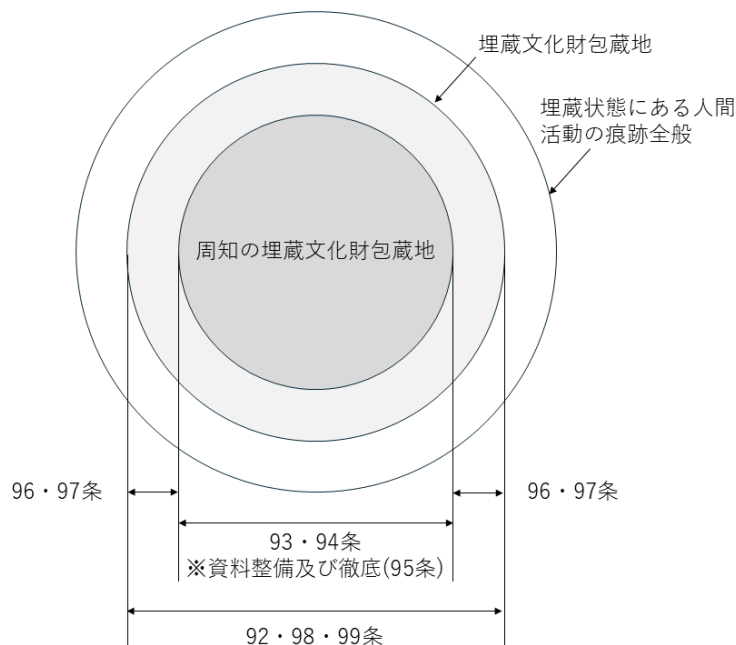
県は近世・近代の遺跡の保護について、公平な取扱いができるよう努め、市町村に対し適切な助言を行うとともに、保護の取組を推進するため、近世・近代の遺跡に関する新たな知見の蓄積や調査研究の進展、社会認識の変化等に応じ、本基準の見直しを適宜行う。

参考１ 法における「遺跡」と「埋蔵文化財包蔵地」

法における遺跡とは、第２条第４号にあるように文化財の類型の一つである記念物の一種である。「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他」と例示されているとおり、地下のみではなく、地上の建造物も含む概念である。さらに「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和２６年５月１０日付け文化財保護委員会告示第２号）の例示を加味すると、「遺跡」とは「過去の人間の活動の跡」を指す用語と言える。

一方、埋蔵文化財とは、法第９２条に「土地に埋蔵されている文化財」とあるように、「文化財の存在形態による区分」であり、埋蔵文化財を包蔵する土地が埋蔵文化財包蔵地である（法第９３条）。

このように遺跡と埋蔵文化財とは異なる視点による区分であり、両者は同義ではなく、その価値の所在も同様とは限



埋蔵文化財の保護の仕組み

（「埋蔵状態にある人間活動の痕跡全般」の外側に遺跡がある）

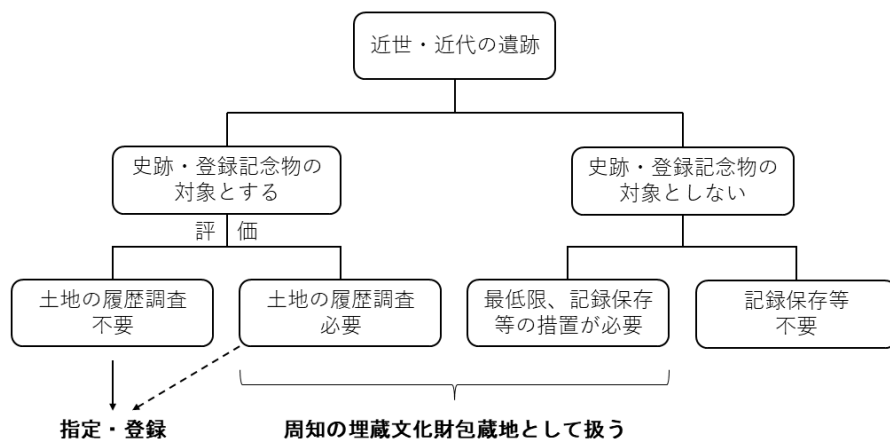
らない。

文化財の価値は、各類型の文化財の指定基準や登録基準に示されているように、一定の目安に基づいて判断されている。つまり、埋蔵文化財（あるいは埋蔵文化財包蔵地）として扱う場合には、遺跡や有形文化財としての価値とは別に、埋蔵文化財として保護する必要があるかどうかという視点から、改めて判断を行う必要がある※2。

参考2 近世・近代の遺跡の保護

近世・近代の遺跡の中には建造物や史料等※3から価値判断ができるものも多く、その保護の第一は、建造物や史料等の調査を行い、その価値に応じて、指定や登録による保護を図ることにある。すなわち、近世・近代の遺跡の在り方としては、①史跡や登録記念物の対象あるいはその可能性が高いもの、②史跡や登録記念物の対象にならないものあるいはその可能性が低いものの2つに区分されるが、指定や登録制度と埋蔵文化財の保護制度とは直接的な関係はないものの、指定や登録に向けた調査においては、埋蔵文化財の保護制度と深く関係する場合も多い。したがって、保護の第二は、指定や登録に向けての価値判断における埋蔵文化財の所見の重要性により、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る対象を判断することにある。

①については、指定や登録に向けた調査の過程において、当該文化財の価値づけに当たり地中から得られる情報が必要なものは、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象となる。②については、土木工事等に先立ち最低限、記録保存等の措置を要するものもある。その場合、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う必要がある。また、①・②の区分を行うための情報が得られていないものも相当数、存在していることにも注意が必要である。



遺跡としての価値判断と周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方

※2 例えば、指定文化財の建造物が現存し、その地下に、史料等には記載のない、この建造物の前身建造物の基礎が見つかった場合などが考えられる。この場合、地下の基礎は現存する建造物から独立した価値を有することになり、地下の基礎が持つ価値が本基準に合致すれば周知化することになる。

※3 本基準でいう「史料等」とは文献史料や絵画、写真等を指す。

このように、指定や登録における価値の所在や必要な調査や作業を踏まえ、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定を進めることにより、指定や登録によるのか、周知の埋蔵文化財包蔵地によるのか、あるいはその両者によるのか、はじめて当該時期の記念物の適切な保護の方法が検討されることとなる。

附則

この基準は令和8年 月 日から適用する。